

みやぎの消費生活情報

INDEX

- ◆ 海産物の電話勧誘販売・送りつけトラブルにご注意！

- ◆ エシカル消費を知っていますか？

- ◆ 「多重債務無料相談会」を開催します

- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
「還付金があるのでATMへ行って」は詐欺です！

- ◆ 消費生活センターからのお知らせ

- ◆ 判断能力に不安がある方への支援 成年後見制度（宮城県金融広報委員会）

2023

11 November
月号

第164号



海産物の電話勧誘販売・送りつけトラブルにご注意！



- 突然カニやホタテ等海産物の勧誘等の電話があり、「買うと言っていないのに商品が送られてきた」「断ったのに商品を送ると言われた」などという送りつけ商法の相談が増えています。
- 勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。承諾していないのに一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。商品を受け取り支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口等にご相談ください。

エシカル消費を知っていますか？

12 つくる責任
つかう責任

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ）の17の目標のうち、**12番の「つくる責任 つかう責任」**に関連する取組です。私たち一人一人が社会的な課題に気付き、日常生活の中で、その課題の解決のために、自分は何ができるのか考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



次のようなことを意識して行動してみませんか。

- 地元の産品を購入する
- 環境に配慮した商品を購入する
- 食品ロスを減らす
- 使い捨てプラスチックの使用を減らす
- 地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する



みんなでエシカル消費を実践しましょう！



「多重債務無料相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

宮城県では、債務整理や生活再建などを支援するため、「**多重債務無料相談会**」を開催します。併せて、借金などで心の健康に不安がある方（よく眠れないなど）を対象に「心の健康相談」も実施します。

- 数社からの借入があり今後の返済をどうしよう。住宅ローンの返済もあるし…。
- 収入の予定が狂ってしまい、新たに借入れしないと返済できない。
- 借入は1社だが、額が多くて返済できない。
- 携帯電話のキャリア決済を使いすぎて、支払いできない。

このような悩みを抱えている方は、**一人で悩まずに、まずは御相談ください。**
相談は無料、秘密は厳守します。債務の相談は弁護士・司法書士・消費生活相談員、心の健康相談は保健師などが相談に応じます。



©KANAGAWA2013

＊相談会日程

開催日時	会場	定員		開催時間
		個人の方	事業者の方	
12月1日(金)	県庁	12人	4人	午前9時30分から午後4時30分
12月2日(土)	県庁	12人	4人	
12月3日(日)	県庁	12人	4人	

＊相談会の内容

- 相談の内容と時間の目安は次のとおりです。
 - ① 消費生活相談員による面談（30分）
 - ② 弁護士又は司法書士による法律相談（30分）
 - ③ 消費生活相談員による事後相談など（30分）
 - ④（希望者のみ）保健師による「心の健康相談」（30分）1時間30分



©KANAGAWA2013

＊お申込方法 事前予約制

予約受付期間	令和5年10月30日(月)から11月17日(金)
■個人の方	宮城県消費生活センター <ul style="list-style-type: none">● 予約受付電話 022-211-3126 予約受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）● 電子申請システム（24時間受付） <div style="display: flex; align-items: center;"><input type="text" value="宮城県多重債務無料相談会"/> <input type="button" value="検索"/></div>  https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1695184425231
■事業者の方	東北財務局金融監督第三課 予約受付電話 022-266-5703 予約受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時 （土・日・祝日を除く）

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受付けます。

借金問題は解決できます！ぜひ、ご相談ください！

ストップ!
特殊詐欺被害

「還付金があるのでATMへ行って」は詐欺です!

- 県内の複数のお宅の固定電話機に、自治体職員（市役所、区役所、役場など）や各種行政機関の職員を装い「今日が還付金の締め切り日です。すぐにコンビニのATMで手続きをしてください。手続きの仕方は電話で教えます」などとうソの電話をよこし、ATMで送金手続きをさせる還付金詐欺の予兆電話がかかってきています。
- **ATMで還付金を受け取ることはできません...**
- このような不審電話がかかってきたら、すぐに電話を切って、家族や警察に相談しましょう。
- **詐欺電話は固定電話機にかかってきています。**
- 家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても直接話をしない環境を整えましょう。



©KANAGAWA2013

消費生活センターからのお知らせ

11月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
10/29	10/30	10/31	1	2	3	4
休	○	○	○	○	休	○
5	6	7	8	9	10	11
休	○	○	○	○	○	○
12	13	14	15	16	17	18
休	○	○	○	○	○	○
19	20	21	22	23	24	25
休	○	○	○	休	○	○
26	27	27	29	30	12/1	12/2
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの11月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日、11月27日(月)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談!



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000



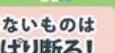
電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

うまい話は
まず疑う!



必要ないものは
きっぱり断る!



ひとりで悩まず
必ず相談!



Twitter
やっています。



◎宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

判断能力に不安がある方への支援

成年後見制度



お金や暮らしの知恵を学びましょう！



遠方に住んでいる親が認知症に。
資産管理が不安だけれど、頻繁には帰れず...
なにか方法はないでしょうか？

認知症など、判断能力が十分でない方を支援する制度として、
「成年後見制度」があります。



ひとりで契約することに不安・心配のある方をお手伝いする制度です

認知症をはじめ、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、預貯金等の財産管理や介護サービスの契約を自分ひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約を、よく分からないまま結んでしまい、トラブルに遭ってしまう恐れもあります。

このような、ひとりで契約や手続きを決めることに不安のある方々を支援し、権利を保護する制度が「成年後見制度」です。

「任意後見制度」と「法定後見制度」

成年後見制度には大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度があります。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有している時に、あらかじめ後見人（本人に代わって契約等を行う人）や後見人に委任する内容を定めておく制度です。ライフプランの一環として、自

分が認知症などになった場合に備えて、制度の利用を検討する方もいます。

一方、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所が後見人を選任し、権限を定める制度です。

後見人には、身近な親族だけでなく、弁護士、司法書士、介護福祉士などの専門家もなることがあります。

後見人は報酬を受け取り、本人に代わって契約を結んだり、財産を管理したり、本人が結んだ契約を取り消したりすることができます。幅広い権限を持つため、本人が日常生活に困らないよう、十分に配慮することが求められます。

制度の利用を検討したい方は・・・

成年後見制度の利用を開始するには、家庭裁判所への申立てが必要です。

また、一度後見が開始されると取り消しは困難です。

詳しい内容や手続きについては、お近くの社会福祉協議会、地域包括支援センター、司法書士会などに御相談ください。